

大谷學報

第五十五卷 第三号

昭和五十年十二月三十日発行

哲学と現実(一)……………	木場 深定(1)
——ヘーゲルの場合についての覚え書き——	
真宗教判論序説……………	幡谷 明(13)
——仏性論を中心とする一考察——	
世俗化の一問題……………	高橋 憲昭(26)
——カリスマ日常化の観点から——	
孤山智円と明教契嵩……………	安藤 智信(39)
——宋代二高僧に見る儒仏二教の位置すけ——	
米沢市立「沙石集」の拗音表記……………	片岡 了(52)
図書館蔵	
春季公開講演会要旨	
日本の裝飾観……………	河北 倫明(66)
言葉について……………	岩見 至(70)
——フランス文学の側面——	
昭和四十九年度特別研究生研究発表要旨……………	(74)
新刊紹介……………	(90)
彙報……………	(91)

大 谷 大 学
大 谷 学 会

大谷大学研究年報 第二十六集

エックハルトの神秘主義における

中心問題……………坂本 弘

信における未来の問題……………本多 弘之

「激上人文集序」管見……………河内 昭圓

本邦五河川およびわ湖における

附着藻類の生態学的研究……………日下部有信

ジャイナ論理学における Kevāla……………長崎 法潤

大谷大学研究年報 第二十七集

親鸞における曇鸞教学の受容と展開……………幡谷 明

——親鸞教学の形成過程を
中心とする一考察——

法華統略の研究……………三桐 慈海

想像力と空想力の区別についての研究……………山下 登

——S. T. Coleridge を中心として——

元朝における政治と仏教……………藤島 建樹

THE
OTANI GAKUHO
(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)
CONTENTS

Articles

- Phiposophy and Actuality (I)
—A memorandum on Hegel's Case—
..... *Jinjō Kiba* (1)
- An Introduction to the Critical Classification of the Buddhist
Doctrinal Systems in Shin Buddhism
—Focussed on the doctrine of Buddha-nature—
..... *Akira Hataya* (13)
- On "Secularization"
—The routinization of Charisma—
..... *Kenshyo Takahashi* (26)
- Gushan Zhiyuan and Mingjao Qisong
—Interrelation between Confucianism and Buddhism
revealed in the Writings of the two eminent
Buddhist priests in the Sung dynasty—
..... *Tomonobu Ando* (39)
- The Orthography of Contracted Sounds in the Yonezawa City
Library Manuscript of *Shaseki-shū*..... *Osamu Kataoka* (52)
- Resumés** of the Otani Society Public Lectures
given in Spring, 1975 (66)
- Resumés** of the Results of Study made by Student Scholars
for 1974 (74)
- Recent Publication** (90)
- Reports** (91)

大谷学会規程

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・史学・文学並びにこれに関連する學術の研究と、その発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行

二、「大谷大学研究年報」の発行

三、研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要な事業

第四条 本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員とすることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長

二、委員

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

会務を統理する。

第七条 委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し、再任をさまたげない。

第八条 会員は、本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け本会主催の会合に出席することができる。

第九条 会員の会費は年額金壹千五百円とする。

第一〇条 本会の経費は会費をもってこれに当てる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第十一条 本会の事務は、教務課の所管とする。

第十二条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 この規程は昭和四十八年四月

一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廢止する。

大谷学会役員

委員

稲葉 正就 岩見 至

太田 祐周 大屋 憲一

日下部有信 訓覇 曄雄

桜部 建 平野 顕照

藤原 幸章 山本 唯一

昭和五十年十二月三十日発行

編集兼 大谷学会

発行者 佐々木 教悟

印刷者 西村七兵衛

京都市北区小山上総町

大谷大学内

発行所 大谷学会

振替 京都一八三九三番

電話(〇七五)四三二一三三二代

郵便番号 六〇三